

海外実務訓練派遣承諾書兼誓約書

長岡技術科学大学長 殿

派遣先機関名 _____

所在国・所在地 _____

海外実務訓練指導教員(主) _____ 系 _____

海外実務訓練指導教員(副) _____ 系 _____

指 導 教 員 _____ 系 _____

海外実務訓練を履修するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、次の事項を遵守あるいは承諾することに同意いたします。

記

- (1) 学生がこの「海外実務訓練派遣承諾書兼誓約書」を提出しなかった場合、海外実務訓練の対象者とならないこと。
- (2) 学生は、大学から海外実務訓練について十分説明を受け、また所在国及び所在地（以下、現地という。）の情勢や危険性について十分理解していること。さらに学生から保証人に現地の情報について説明があったこと。
- (3) 上記（2）をふまえ、学生が現地に渡航すること。
- (4) 渡航期間中は、日本国の法令はもとより、滞在国または地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先機関の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗にも反することのないよう注意すること。
- (5) 心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。申込時および渡航前に健康上の留意点がある場合は申し出ると共に、健康上海外実務訓練の参加に支障はないと医師に診断されていること。渡航後は心身ともに海外実務訓練に耐えうるよう自身の健康管理に努めること。その他、出発時に感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等）に罹患している又は罹患が疑われる場合に渡航が認められない場合があることを了承すること。以上例示した健康上の問題により渡航が認められない場合や入国が認められない場合等でキャンセル料等が生じた際には必要な費用を負担すること。また、渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学に申し出ること。
- (6) 自宅を出発してから自宅に戻るまで途切れることなく、本学が指定する海外旅行保険に加入し、加入内容について保護者等保証人と共有すること。また、併せて日本アイラックの危機管理サービスに加入すること。
- (7) 派遣先機関で指定された海外実務訓練期間を満了し、期間終了後は速やかに帰国し、本学に復学すること。また、本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。

